

川内庭球場・泉庭球場の一部利用休止について

下記のとおり仙台市川内庭球場及び仙台市泉総合運動場泉庭球場が一部利用休止となりますのでお知らせいたします。

記

1. 休止施設

仙台市川内庭球場 第7・第8コート

仙台市泉総合運動場 泉庭球場 第1～第5コート

2. 休止期間

平成30年1月15日（月）～2月28日（水）

※工事が予定より早く終了した場合は、利用再開を早める場合があります。

3. 休止理由

庭球場人工芝張替工事の実施及び工事に伴う安全確保のため。

4. その他

該当のテニスコートを除いた他の施設及び窓口業務については通常どおりの営業となります。